

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C製作所に雇用され、溶接工として就労していたところ、昭和〇年〇月〇日、4トン以上ある鋼鉄の製品に両下腿部を挟まれ負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に救急搬送され、「両下腿骨開放骨折」（以下「原傷病」という。）と診断され、治療を継続した結果、昭和〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人によれば、原傷病の治ゆ認定から約40年後の、平成〇年頃から両膝の痛み、左膝の腫腫及び水腫れ並びに両膝関節の可動域制限がひどくなったという。請求人は、同年〇月〇日、E整形外科に受診し、「両変形性膝関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は原傷病の再発であるとして、監督署長に療養補償給付等を請求したところ、監督署長はこれを認め、請求人は療養を続けた結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（以下「再治ゆ」という。）した。

請求人は、再治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第9級に該当するものと認めたものの、請求人には既存障害として障害等級第9級に相当する障害が残存することから、障害の程度を加重したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の原傷病による既存障害については、決定書理由に説示のとおり、右下肢の機能障害として障害等級第10級の10、左下肢の機能障害として障害等級第12級の7に該当するものと認められたことから、これらを併合し、併合第9級と認定され、既に確定したものと認められる。

(2) 請求人の再治ゆ後の障害の状態について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け障害補償給付支給請求書裏面の診断書において、障害の状態の詳細として、「両膝全人工関節置換術後、両足関節拘縮」と述べ、関節運動範囲は、膝関節「右・伸展0°、屈曲110°、左・伸展0°、屈曲125°、足関節「右・背屈-5°、底屈50°、左・-10°、底屈50°」と述べている。

労働基準監督署作成の平成〇年〇月〇日付け障害状態調査書には、エックス線所見について「治ゆ時レ線上、両膝関節が人工関節に置換していることが認められる。」と記載があり、関節機能角度測定値を「膝右側・屈曲135°、伸展0°、膝左側屈曲130°、伸展0°」「足右側・底屈40°、背屈0°」、「足左側・底屈40°、背屈10°」としている。

以上のとおり、請求人の右膝関節及び左膝関節の機能障害については、決定書理由に説示のとおり、両膝関節共に、参考可動域角度（130°）の3/4以下に制限されているとは認められないものの、人工関節に置換されていることから、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」（障害等級第10級の10）に該当するものと認められる。これらの障害は系列を異にすることから併合した結果、併合第9級に該当するものと判断する。

また、上記障害状態調査書によると、請求人の両膝関節部に「右7.5cm、左11cmの手術跡」が認められるが、その大きさは手のひら大とは言えないことから、当審査会としても醜状障害には該当しないものと判断する。

なお、請求人らは、足関節の機能障害を再治ゆ後の障害として評価するよう主張するが、原傷病による両下肢の機能障害については、上記（1）で述べたとおり、障害等級が既に確定しているところ、決定書理由に説示のとおり、両膝関節の機能障害として認定されたものと推認せざるを得ない。したがって、再治ゆ後の障害状態を判断するに当たり、足関節の機能障害を評価の対象とすることはできない。

（3）以上のとおり、請求人に残存する再治ゆ後の障害は障害等級併合第9級に該当するものと認められるが、請求人は、既に原傷病による既存障害として、障害等級併合第9級と認定されていることから、障害の程度に変更はないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。